

身体的拘束適正化のための指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1)施設としての理念

①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。学び舎withでは、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営するため、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育ケアの取り組みに努める。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

<学び舎withにおける身体拘束禁止の具体的な行為>

- ①自由に動けないように車いすやベッドに縛り付ける。
- ②児童を自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- ③手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ④行動を規制するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑤転倒や自傷行為による怪我を防止するために、ヘッドギアを着用させる。
- ⑥支援者が自分の体で利用児・者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑦行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑧自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。
- ⑨利用児・者の意思を無視して無理に従わせる。

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や療育の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

(2)施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努める。

①利用者の理解と基本的な療育の向上により身体的拘束リスクを除く。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施する。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。

管理者・児童発達支援管理責任者・リーダー等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくる。特に、発達障がいによる行動・心理状態について施設全体で習熟に努める。

③身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合う。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化する。

(1)身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含む。委員会は三月に一度以上の頻度で開催する。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討していく。

(2)委員会の構成員

- ・管理者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・コーポ部

(3)構成員の役割

- ・招集者 管理者
- ・記録者 コーポ部

(4)委員会の検討項目

①前回の振り返り

②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③(身体的拘束を行っている利用者がある場合)

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

④(身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)

3要件の該当状況、特に代替案について検討を行う。

⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

今後、医師、家族等との意見調整の進め方を検討していく。

⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑦今後の予定(研修・次回委員会)

⑧今回の議論のまとめ・共有

(5)記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式(様式①「身体的拘束適正化委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員に周知徹底を行う。

3 身体的拘束等適正化のための研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行う。

①定期的な教育・研修(年2回)の実施

②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成する。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1)3要件の確認

①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2)要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

(3)記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
 - ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
 - ・拘束の時間帯及び時間
 - ・特記すべき心身の状況
 - ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定の記載)
- ※様式②「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や入居者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録」

6 ご入居者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設ホームページへ掲載します。

附則

本指針は令和4年4月1日より施行する

身体的拘束適正化 対応フロー図

学び舎with

